

令和2年度第1回羽島市都市計画審議会（会議要旨）

日時	令和3年1月28日（木）午前10時00分～午前10時47分
場所	羽島市役所 本庁舎4階 第1会議室
委員出席者	大野栄治委員、藤本恵司委員、高木力委員、岩田悟委員、森貴路委員、浅野喜代子委員、山田紘治委員、豊島保夫委員、星野明委員、堀隆和委員、栗津明委員、柴田喜朗委員、名張誠委員
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 配布資料の確認 4. 出席者の確認 13名中13名出席しており、羽島市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議が成立する。 5. 審議会の公開について 6. 審議 諮第1号 羽島都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について 全会一致で原案どおり承認 答申書を会長から市長に提出 7. 閉会
主な質疑応答	<p>【諮第1号 羽島都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献施設は、廃熱利用による発電という理解でよいか。 →ごみ処理により発電を行います。それと併せて蒸気ボイラーによりお湯を温め、入浴施設のお湯として利活用していきます。 ・環境影響評価書概要版において、微小粒子状物質は日間値の最高値が全地点で環境基準を超過したという記述があるが、この超過した基準は、1日平均値 $35 \mu\text{mg}/\text{m}^3$ 以下という1日平均値を超えたという意味か。日間値の最高値と1日平均値は比較すべきものか。 →日間平均値は、四季各1週間、年間で28日間測定をおこなっています。その平均値のうちの最大値が、この環境基準を超えた日があったということであり、毎日超えていたということではありません。 <p style="text-align: right;">—以上—</p>